

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	平成30年8月7日 10時00分ごろ
発生場所	北海道根室市 ^{ともしり} 友知漁港西北西方沖 友知港南防波堤灯台から真方位300° 680m付近 (概位 北緯43° 19.1′ 東経145° 39.8′)
事故の概要	漁船第十八長 ^{ちようえい} 栄丸は、帰航中、船内に浸水した。
事故調査の経過	平成30年8月10日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十八長栄丸、1.76トン
船舶番号、船舶所有者等	HK3-89975（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機及びバッテリーに濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、小型定置網の網起こしをする目的で揚網作業中、ふだんより漁獲物が多く掛かり、全ての網を船内に揚収したところ、海面からブルワーク上縁までの高さが約0.3mとなった。</p> <p>本船は、小型定置網の網起こしを終え、乾舷が小さい状態で、約1ノットの対地速力で帰航中、舷側から波を受けて海水が打ち込み、船内に浸水した。</p> <p>本船は、船尾部が沈んで半没状態となり、乗組員が海に投げ出され、本船の半没状態に気付いた僚船が救助に向かい、全員が救助された。</p>
分析	本船は、乾舷が小さい状態で航行したことから、波を受けて海水が打ち込み、船内に浸水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、乾舷が小さい状態で航行したため、波を受けて海水が打ち込み、船内に浸水したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船は、漁獲物等の積載により乾舷が小さい状態で航行しないようにすること。